

令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金 概要版

1 事業の目的

住居環境の質の向上及び町内の住宅関連産業を中心とした経済の活性化を図るため、リフォーム等工事の一部を支援します。

2 補助金の額（世帯や施工業者の要件により補助上限額が異なります。）

一般世帯	施工業者	町内業者	町外業者(県内)
	補助率	1／5	
	補助上限額	24万円	12万円
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯	施工業者	町内業者	町外業者(県内)
	補助率	1／3	
	補助上限額	30万円	15万円

注) 移住世帯：令和2年4月1日以降に山形県外から本町へ移住した世帯員がいる世帯等
新婚世帯：申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯：平成19年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯（出産予定を含む）

3 交付対象者（次のすべてに該当する方）

- 要件工事のいずれかを含む工事費10万円以上の工事を行う方
※要件工事は、様式第2号の寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、県産木材に掲げる工事内容ごとに付した点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事
- 県内に住所を有する個人事業者、又は県内に本店を有する法人と契約する方
- 補助金の交付決定後に補助対象工事費に係る工事請負契約を締結する方
- 令和7年12月26日(金)までに実績報告書により報告できる方
- 市町村税に滞納がない方

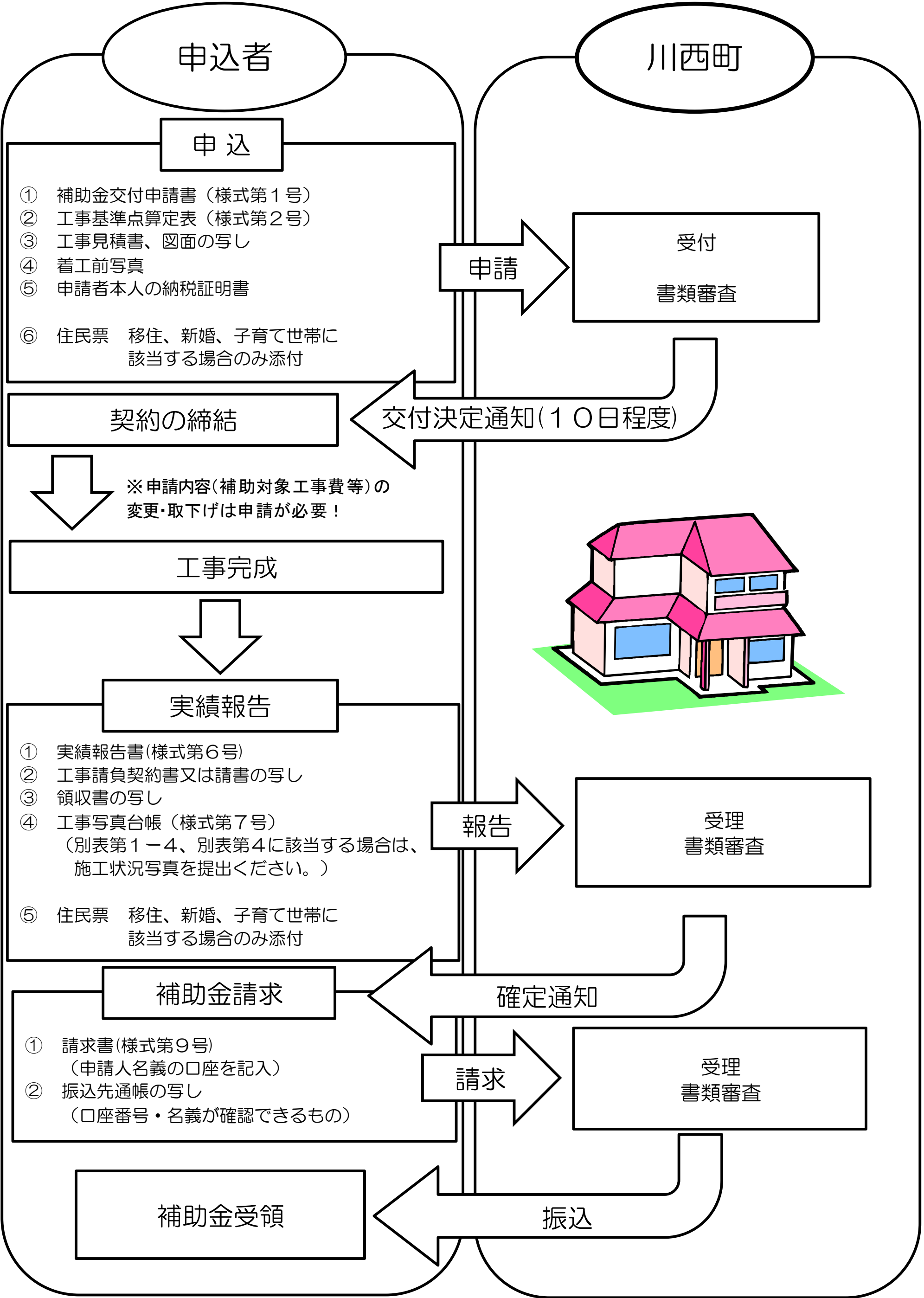
4 申請書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 工事基準点算定表（様式第2号）
- 見積書、工事内容が確認できる図面、工事箇所の着工前写真
- 申請者本人の納税証明書

5 担当 川西町 地域整備課 都市計画係

電話番号（0238）42－6647

令和7年度川西町住宅リフォーム支援事業 手続きの流れ



申込先：川西町役場6番窓口（2階） 地域整備課 都市計画係
電話番号（0238）42-6647